



新幹線の利用



徳島から東京へ行くとき、多くは飛行機を使っていきますが、時間があるときやプライベートの利用の際は新幹線を利用することがあります。

本当に時間があるときは高松→岡山ルートでできるだけ鉄道に長く乗れるルートを選択します。個人的には理想のコースです。ただ、仕事のときは新神戸まで移動して、そこから乗ることがほとんどです。

もちろん飛行機のほうが断然速く到着するのですが、新幹線は座席がゆったりしていますし、時間も正確ですので、たまに利用してみたいはいかがでしょうか。

（孝志洋）

従業員による横領を防ぐ効果的な対策は？

近年、企業や団体における従業員による横領事件が相次いで報道されています。

こうした不正を未然に防ぐためには、業務の分担とダブルチェック体制の構築、経営者や第三者による定期的なチェック、従業員教育の徹底が効果的です。

具体的には、出金伝票や承認制度を設けて現金や預金の管理を一人に任せず、複数人で確認・承認する仕組みを作ります。また、預金通帳と銀行印を同じ担当者に管理させない、現金残高と帳簿の一致を毎日確認する、通帳の出金履歴を定期的に経営者が確認するなどのルールを徹底します。



さらに、経理業務のブラックボックス化を防ぐため、経理をチーム制にしたり、担当者を定期的にローテーションすることも有効です。加えて、最新の経理ソフトや監査ツールを活用し、取引履歴や異常な取引を自動的に検出できる体制を整えることで、不正の早期発見につながります。

事例としては、経理担当者が一人で現金や帳簿を管理していたために、長期間にわたり横領が発覚しなかったケースが多く報告されています。こうした事態を防ぐためにも、経営者が自ら帳簿や通帳を定期的に確認し、不審な点があれば直接担当者に確認する姿勢を見せることが抑止力となります。

最後に、コンプライアンス研修や倫理教育を定期的 to 実施し、横領のリスクや発覚後の処分事例を周知することで、従業員の意識向上と不正抑止につなげましょう。

（大寺）



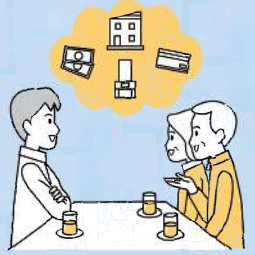
資産税係 遺産分割協議書について②

相続人全員の合意によって成立した遺産分割協議は、原則としてやり直すことができません。

相続人全員の合意があるような場合には、遺産分割協議を解除してやり直すこともできますが、遺産分割協議を合意解除してやり直す場合、相続税の関係では、原則として当初の遺産分割により取得した財産を再移転したものと取扱われます。そのため再度の遺産分割が、贈与や譲渡とみなされ、贈与税や所得税、不動産の場合には不動産取得税が課税される可能性があります。さらに、不動産の移転を伴い、不動産登記のための登録免許税も必要となります。

ただし、既に成立したはずの遺産分割協議が民法的に無効（意思表示の瑕疵等がある場合、相続人に関する齟齬がある場合、利益相反行為がある場合など）であったために遺産分割協議をやり直す場合には、上記と異なり再移転したものと取扱われません。そのため、通常の遺産分割と異なる贈与税や所得税、不動産取得税などが課税されることはありません。しかし、当初の遺産分割協議に基づく不動産登記をしている場合、新たな遺産分割協議に基づく不動産登記にするための登録免許税が必要となります。

（坂田）



社会保険 改めて確認したい年次有給休暇5日の取得義務

1年に10日以上年次有給休暇が付与される従業員には、付与された年休の日数のうち5日については、使用者（会社）が時季を指定することなどにより取得させることが義務とされています。

【年休の取得義務対象者】

年休の取得義務対象者は、1年に10日以上年休が付与される従業員です。所定労働日数が少なく、年休の付与日数が10日未満（比例付与）となるアルバイト・パートタイマーなどの従業員は、年休の取得義務対象者にはなりません。

【判断を要する事例】

《育児休業者》

年休は労働日に取得するものですが、育児休業を申し出た期間は、既に労働義務が免除されています。そのため、年休の年休付与日以前から育休をしており、付与日から1年間の全てが育休期間だった場合は、労働日がなく、年休取得ができないため、5日を取得させなくても法違反とはなりません。

ただし、付与日から1年経過前に育休から復帰した従業員は、年休取得義務者となります。

《退職予定者》

付与日から1年以内に退職する従業員については、退職日までに1年に5日の年休を取得させなくてはなりません。

《時季指定による取得の場合》

時季指定により年休を与えるに当たっては、あらかじめ、年休を与えることを従業員に明らかにした上で、その時季について従業員の意見を聴かなければなりません。

使用者は、従業員から聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

《年次有給休暇管理簿》

年休の管理として、従業員ごとに「年次有給休暇管理簿」を作成し、3年間保存する義務が事業主にあります。管理簿をつけるとともに、取得日数を定期的に確認する運用が求められます。

（竹内拓也）



会計制度 固定資産の減損① STEP 4 減損損失の測定

回収可能価額のうち、正味売却価額とは時価から処分費用見込額を控除して算定される金額のことです。

時価とは、観察可能な市場価格を指します。しかし事業用資産の場合、通常観察可能な時価はありません。そのような場合には、「合理的に算定された価額」を時価とします。

一般的に市場価格が観察できないと考えられる不動産については、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定することになります。自社において算定が困難な場合には、不動産鑑定士から鑑定評価額を入手し、それを合理的に算定された価額とすることが認められています。

一方で、重要性が乏しい固定資産については、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標（公示価格、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額、固定資産税評価額）を合理的に算定された価額とみなすことができるとされています。

また、時価から控除する処分費用見込額は、過去に類似の資産を処分した時の実績や処分業者の見積もり等を参考に見積もるとされています。

（孝志菫）



労災上乗せ保険とは、法定の労災保険では補償しきれない部分を補う保険ですが、その必要性や適切な補償内容の選択に悩む経営者の方は多いのではないのでしょうか。そこで今回は、ケガや事故のリスクが高い建設業向けに労災上乗せ保険の必要性やメリットについてご紹介します。

1. 労災上乗せ保険に加入する必要性

業務中に重大な労災事故が起こり、従業員やそのご家族（ご遺族）の方に対して慰謝料、損害賠償等の支払いが発生した際は、労災保険制度では補償されないため、自己の資金から支払うことになります。しかもその金額は億単位になってしまう可能性もあります。この慰謝料、損害賠償等が対象となる保険が労災の上乗せ保険となります。一人でも従業員やアルバイトを雇う場合は、労災上乗せ保険に加入しておくことをおすすめします。



2. 労災上乗せ保険を加入するメリット

- 被害にあった従業員やそのご家族（ご遺族）が早急に保険金を受け取れます。
- 労災上乗せ保険の保険料は経費として損金算入ができます。
- 工業施設の工事などを請け負う場合は経営事項審査で評価ポイントが加点されます。

今回は、あらためて労災上乗せ保険の必要性やメリットについてまとめました。大きな労災事故などのトラブル時に、この保険があるかないかでの違いは相当なものだと感じます。今一度、現在の補償内容を確認していただき、いざという時のために備えてみてはいかがでしょうか。

(さくらビジネス)



7月の社会保険労務

- 7月10日
 - 健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7月1日現在> (年金事務所)
 - 労働保険料概算・確定申告書の提出 (労働基準監督署)
 - 労働保険料の納付 (郵便局または銀行)
 - 労災保険一括有期事業報告書提出 (労働基準監督署)
- 7月15日
 - 高年齢者・障害者雇用状況報告書提出 (公共職業安定所)
- 7月31日
 - 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満4月～6月分> (労働基準監督署)
 - 健保・厚年の保険料納付 (郵便局または銀行)
 - 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付 (使用) 状況報告書提出 (年金事務所・公共職業安定所)

- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届
- 旧国民年金 (老齢・通老) 受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届
- ※ 全国安全週間 (1日～7日)
- 勤労青少年の日 (第3土曜日: 19日)



7月の税務

- 7月10日
 1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
- 7月15日
 2. 所得税の予定納税額の減額申請
- 7月31日
 3. 所得税の予定納税額の納付 (第1期分)
 4. 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 5. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7. 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> (半期分)
- 8. 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 (3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 7月中において市町村の条例で定める日
 10. 固定資産税 (都市計画税) の第2期分の納付
- ※ 税理士法施行74周年
 昭和26年6月15日公布
 昭和26年7月15日施行

賃上げ促進税制は、多くの医院・クリニックで活用されている優遇税制です。従業員の給与・賞与を増やししながら、多くの税金を納税されている医院では、大きな節税効果があります。

この税制(中小企業向けの場合)は「当期の従業員の給与・賞与総額」と「前期の従業員の給与・賞与総額」を比較して増加していれば、増加した金額×15%～45%の税金がダイレクトに軽減されるという制度になります。例えば、前年よりも給与・賞与総額が1,000万円増加した場合には、150万円～450万円の税金が軽減されることになります。

賃上げ促進税制は、医院が実際に負担した給与・賞与が対象(国の助成金がある場合には控除後が対象)となります。これまで減税対象の賃上げ額から除外される取り扱いであった診療報酬の「看護職員処遇改善評価料」や、介護報酬の「介護職員処遇改善加算」を財源とする賃上げ額が、減税措置の対象とされることになりました。

ベースアップ評価料を受け取った場合、ベースアップ評価料を原資に給与・賞与を増加した分についても、税額控除の対象となります。

賃上げ促進税制は、当期の法人税(所得税)の20%が限度となっています。当期の法人税(所得税)が1,000万円しかなければ、20%の200万円までしか税額控除を受けることができません。

令和6年度税制改正により「5年間の繰越控除」が創設されました。当期の法人税(所得税)から控除しきれなかった場合でも、控除未済額を5年間繰り越すことができます。この繰越控除制度は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。



(大下)

研修会・懇親会のお知らせ

令和7年9月5日(金) 13:30～ ホテルクレメント徳島

今年も研修会・懇親会の開催を予定しております。
日時と場所は上記の予定です。詳細は次号にてお知らせさせていただきます。
皆様とお会いできることを役職員一同心より楽しみにしております。



タイ国紀行① 会議の後は極上マッサージ!!

3月18～23日、日本M&A協会バンコク国際会議。全国の税理士・会計士が集まる年1回の会議。アユタヤ銀行(三菱銀行子会社)が活躍しており年1000億円の利益には驚いた。会議の後はマッサージ。2500年の歴史があり、態度も優しく、気持ち良かった。料金は一律250バーツ。日本円で言えば1250円。驚くほど安く毎日通った。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181